付録６．（６）：ＮＺの予算・財政システムの透明性（自己評価（99 年３月発表）に基づく）

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
1. 役割と責任の明確化 **1.1 政府の範囲** **1.1.1 政府の構造と機能**	**1.1.1 非営利活動を行う一般政府は、他の公的部門および民間部門から明確に分離されている。** ○　政府部門には中央政府と地方政府を含まれるが、両者は別々に財政マネジメントや財政報告を実施。地方政府組織は歳入面で中央政府に余り依存していない。中央政府の財政活動は、財政責任法（Fiscal Responsibility Act）と財政法（Public Finance Act）によって、地方政府の財政活動は、地方政府法（Local Government Act）によって統治されている。 ○　中央政府は、中央省庁、国有企業（State Owened Enterprises：SOE）及びクラウン・エンティティー（Crown Entities：CE）から構成される。SOEは、特定法で定められた法人で、一般的に市場財・サービスを供給しており、営利目標を満たすことが期待されている。SOEは、Commerce Act に従っており、政府からの運営資金を受け取らず、税金を払い、民間企業と同じ規制環境で運営されている。所管している大臣は、SOEの業績の監視を、SOEの取締役会に任せている。（基）（優） ○　CEは、大臣や他の利害関係者からの影響を排除すべきもの、政府が所有者であるものの民営化には適さないものをその特徴としている。SOE、CEともに、政府所有の正当性がなくなれば、政府は民営化するだろう。（基）（優） ○　一般会計原則（GAAP）は「支配」基準をとっている。全ての公的部門の組織はGAAPに従った報告書を作成しなければならないが、もし更なる機関が事実上「支配」基準に合致するとすれば、報告対象（reporting entities）にそれらを含めることとなる。 ※　NZでは、中央省庁、SOE、CEの区分が明確に定義されているが、その定義方法は、SNAやGFSに準拠したものではない。（最）	Fiscal Responsibility Act 1994 Public Finance Act 1989 Local Government Act 1974
1.1.2 政府内での責任分担	**（中央政府と地方政府の関係）** ○　中央政府は、地方政府の財政上の決定を統制することはない。中央から地方への政府内資金移転（交付金）はほとんどないが、これらのメカニズムは、明確かつ包括的に特定されている。地方政府は、地方政府法によって統治されており、財政の透明性は保証されている。	旧 1.1.3

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
	○　地方政府法では、地方自治体は、コンサルテーションプロセスに従って長期の財政戦略等を定めること及び投資・借入戦略を定めることが規定されている。 ○　地方政府の資金調達の権限については、地方政府法と Rating Powers Act 1988 によって協議される。（優） ○　地方政府の統制については、計画、準備、執行、監査に関する法定要件があるが、主にそのうちの計画、監査において行なわれている。地方自治体の年次報告書は、独立監査人によって監査され、監査総監によって議会に提出されている。 ○　地方政府に関する事項を所管する大臣は、地方自治体が法的義務違反など重大な過失があると考える場合、資金運営に重大な過失がある場合、政策決定プロセスに欠陥がある場合、地方自治体をレビューする。大臣は、地方自治体に対し、勧告について実施することを求め、勧告が実施される日時を定める。もし、勧告が実施されなければ、大臣は、勧告を実施させるためにコミッショナーを指名するかもしれない。 **（行政府、立法府、司法府の役割）** ○　行政府、立法府、司法府の役割は、法によって明確に規定されている。公金の支出については、国会の承認なしで行なうことができない。公金支出の承認は、歳出法案を通じて与えられる。（優）	Rating Powers Act 1988
1.1.3 政府活動の調整と管理	**1.1.3. 予算及び予算外活動の協調と運営はよく定義されている。** ○　Treasurer は、異なる所管にまたがる様々なイニシアティブについて政府内の交渉を行ない、予算プロセスをリードする。政府の財政戦略の最終決定や個々の予算項目は、内閣によって決定される。 ○　政府歳出の予算案は、歳出予算法により国会の承認を要する。 ○　政府は、見通しに対する実際の歳入や歳出の比較を行う監視プロセスを有する。 ○　補正予算については、会計年度内に国会を通れば認められる。 ○　支出管理の責任は政府機関のチーフエグゼクティブにあり、監査を要する。 ○　SOE、CEは、自らの責任で計画を立て、政府の計画プロセスから独立して運営される。	旧コード 1.1.4

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
	○　政府機関は、政府が設定し国会で承認された議決予算のマネジメントに責任がある。予算の決定や修正は、内閣において特定プロセスを経なければならない。財政法による法的統制と政府機関のチーフエグゼクティブの説明責任を通じて、歳出は効果的に統制されている。(優) ○　SOEや多くのCEなどの議決予算で運営経費を賄わない政府機関は、公開書類としての予算を用意しなければならない。予算準備プロセスや財務管理を含むそれらの活動が効果的かどうか承認し、確認するメカニズムは多くあり、明確に定義されている。(優)	
1.1.4 政府と公的部門の関係	**1.1.4.1 政府の中央銀行の政策への関与はほとんどない（財政目的に関し）。** ○　Reserve　Bank Act により、Reserve Bank of New Zealand(中央銀行)は完全独立。(基)(優) ○　政府は、財政的な目的で、中央銀行を利用していない。	Reserve　Bank Act
	1.1.4.2 公的金融機関と一般政府の分離は、予算活動と銀行活動に関する明確な基準に基づく。 ○　政府所有の公的金融機関はない。政府は財政目的でいかなる金融機関にも影響を行使しない。	
	1.1.4.3 非金融の公企業と一般政府は、明確な責任分担と透明な予算の枠組みに基づき区別されている。 ○　例えば、NZ　Postの行う選挙人名簿の維持管理のような、非金融公企業による非営利サービスは、政府機関との契約に基づくものであり予算によって手当てされる。非金融公企業が社会政策目的で政府からの要請に応え行う事業は国会の指示に基づいたものである。非金融公企業の事業が、営利目的か非営利目的かどうかの区別は、法律によって明確に記述されている。(優) ○　国会と政府は、非金融公企業の業績を目的に照らし評価する。各々の非金融公企業は、議決予算についての情報、プログラム(政策評価)情報を含む包括的な年次財政報告を提出するよう要請されている。非金融公企業の年次報告書は、彼らの業績を評価するために使われる。	CEの年次報告書

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
1.1.5 他の経済部門への政府の関与	**1.1.5.1 民間部門の規制はオープンかつ明確なルールと手続きに基づく。** ○　非金融の民間部門に対する規制は、簡潔明瞭で、規制を決める過程も透明である。新規規制の質を評価するため、また既存の規制を定期的に見直すためのオープンな公式プロセスが存在する。(優)(最) ○　規制ビジネスは、その業績についての情報を、定期的に当局に提出することが求められる。規制は、商務省により定期的にレビューされ、費用対効果が評価される。 **1.1.5.2 政府所有の銀行はなく、擬似財政活動も実施していない。** ○　政府は商業銀行(Commercial Bank)を所有していないし、擬似財政活動のために商業銀行を利用していない。 **1.1.5.3 政府の民間企業の株式保有は限定的であり、それは報告、説明されている。** ○　政府による民間部門への直接的な資本参加はない。ただし、政府は保険年金基金を通じて株を保有する。株の保有は、将来の契約債務を満たすためのものである。なお、当該基金は新規加入を終了しており、全ての高齢者のために政府が行なう社会保障といった性格のものではない。(優)	
1.2 財政運営の枠組み **1.2.1 予算と予算外活動**	**1.2.1.1 包括的な制度、規制、指令により、予算・財政のマネジメントの役割や責任は明確に定義されている。** ○　財政責任法と財政法は、中央政府の財政マネジメントの役割や責任に関する法的枠組みを、包括的に規定している。同様に、地方政府法は、下位の政府の役割と財政責任について規定している。(基)(優) **1.2.1.2 行政上の説明責任に関する法制上の枠組みは、財務上の遵守とパフォーマンスの有効性をカバーする。枠組みは、行政部門に関する透明性と説明責任を明示的かつ包括的に規程する。また、透明性及び説明責任は実際に非常によく観察しうる。** ○　財政責任法と財政法はともに、「予算法」としての要件を満たしている。	

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
1.2.2 租税公課	**1.2.2.1 全ての租税について、優遇措置や租税債務に関する明確な法的根拠が存在する。実際上も税法の規程が存在する。** ○　NZでは、全ての租税について法的な根拠が存在する。(優) ○　全ての税法、規制、税法の解釈について最新情報が、一般に公開されている。新しい歳入措置が納税者にどのような影響を与えるか理解してもらうために、十分な周知がなされる。(優) ○　NZの租税法は、理解しやすいものであり、立法上の基本ルールに従っている。租税法は、租税債務及び租税手続きを特定する全ての要素を含み、あいまいさや矛盾が避けられ、必要な場合、当該租税法の定義についても含まれている。(優) **1.2.2.2 税に関する規制と手続きは全ての税について明確である。税務職員の行動規範はほぼ全ての税に関して適用されている。納税者の権利と義務はほぼ全ての税について明らかであり、実際、通常それが観察される。** ○　課税に関する行政上の裁量は限定的である。ただし、課税訴訟の和解、支払スケジュールの合意、回収不能分の償却など、手続き上セーフガードとなるものは存在する。また、税法は、租税当局の情報収集、家宅捜索、滞納分の徴収について、租税当局の権限と限度を明確に規定している。(優) ○　全ての税法についての国民への周知が、よく発達している。税務行政は、少なくとも、年1回、国会によりレビューされる。 ○　NZ税務当局は、納税者と税務職員の共謀を最小限にとどめる組織となっている。徴税職員および徴税システムに関する説明責任を保つため、租税行政政策・手続きを遵守するために、内部監査システムが存在する。(優) ○　税務職員特有の責任はCode of Conductで定められており、全職員は、専門性と完全性を備え、納税者の権利を尊重しつつ法制上の義務を遂行するという職務をまっとうすることとされている。 ○　NZでは、納税者の権利と義務は、明確に述べられている。具体的には、納税者はタイムリーで正確な情報を得、公正迅速な扱いを受けるとともに、合理的な罰則を受ける。納税者が租税決定に不服な場合、行政上の見直しを求める仕組みがあり、独立した裁判所へ上訴する機会も有する。(優)	

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
1.2.3 倫理上の行動規範	**1.2.3 公務員に関する行動規範は、部分的には規定があるが明確になっていない。** ○ 行動規範としてある程度明確なものとしては State Service Commission が発行している Public Service Code Of Conduct、Principles, Conventions and Practice があり、ウェブサイトで見られる。(優) ○ これに加え、各々の公的サービス部門は、それぞれの活動特性に見合った行動規範を発展させてきた。行動規範は、最低要件を規定しているのに対し、倫理基準は、コンプライアンスの範疇を超えた目指すべきゴールを述べている。 ○ NZのパブリックマネジメントは契約アプローチに基づいているため、公務員全体に適用される公式の倫理法を規定することは避ける傾向にある。これは倫理が重要でないことを意味するものではない。	NZ Public Service Code Of Conduct Public Principles, Conventions and Practice
2. 情報の入手可能性 **2.1 財政活動に関する包括的な情報**		
2.1.1 年次予算の適用範囲	**2.1.1 中央政府の予算の適用範囲は、包括的である。** ○ 中央政府の予算の範囲は財政責任法と財政法により規定されており、大変高度な透明性を要求している。地方政府についても同様の水準が求められている。 ○ 中央政府年度予算には、①大臣声明、②財政戦略レポート、③経済・財政見通し、④議決予算の見積もりが含まれる。 ○ ③では、財務パフォーマンス(歳入や歳出)、財務ポジション(バランスシート)、キャッシュフローの推計が示される。これには、議決予算によって運営経費が賄われない政府機関の財務パフォーマンスのネットの影響も含まれる。注記では、これらの政府機関の資産、負債、歳入、歳出に関する情報も示されている。 ○ 中央省庁や非金融公企業のような政府機関は、全体予算と整合性を保った予算書(Forecast statement)を作成しなければならない。Forecast statement では、それぞれの活動についての説明も含まれる。	①Budget Speech ②Fiscal Strategy Report ③Budget Economic and Fiscal update ④Estimates for the financial year Forecast Statement
2.1.2 結果と予測	**2.1.2 直前２年間の決算情報が予算提出時に公表される。** ※ 予算文書の経済・財政見通しでは、直前 2 ヶ年間の決算情報に加え、予算年度を含む4ヶ年の歳入、歳出総額、収支尻等が示されている。(優)	Economic and Fiscal Update

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
	※ 財政戦略レポートでは、今後 10 ヶ年の総合的な財政予測（歳入、歳出、収支尻、純債務、総債務、純価値）が示されている。（最）	Fiscal Strategy report
2.1.3 偶発債務、租税歳出（tax expenditure）、擬似財政活動	**2.1.3 予算文書では、偶発債務の量的分析がなされるが、租税歳出や擬似財政活動については記述されない。** ○ 偶発債務：NZの全ての公的機関は発生主義会計を実施しており、偶発債務の公開が必要とされている。中央政府は、財政責任法により、その内容を公開することとされている。（基）（優） ※ 偶発債務は、予算時、年央の経済・財政見通しにおいて、数量化できるもの、できないものを区別して公表されている。さらに、IMFマニュアルの推奨どおり、主要カテゴリー別に分類し、前回からの変更状況を併せて公表している。（最） ○ 租税歳出：報告されていない。NZでは、過去及び現政権が補助金や租税歳出による優遇措置を排除してきたため、租税歳出自体が、ほとんどない。税制は、簡潔で一律的に適用されている。（基）（優） ○ 擬似財政活動：NZ政府は、擬似財政活動に関与していない。中央銀行も関与していない。（基）（優）	Economic and Fiscal Update December Economic and Fiscal Update
2.1.4 債務と金融資産	**2.1.4 債務及び金融資産の水準と構成についての情報を予算時及び年度途中において公表している。** ○ 中央政府の財政報告は、GAAPに基づいて作成される。GAAPは、債務、金融資産に関する十分な情報を公表することを求めている。財政報告は、毎月作成される。（基）（優） ※ 予算時、年央の経済・財政見通し及び月次報告には、貸借対照表が含まれる。（最） ※ NZは、SDDSには参加していないが、中央政府債務公表についてSDDSで求められている要件を満たしている。（最）	Financial Statements
2.1.5 一般政府を統合したポジション	○ 地方政府を含めた財政見通しは作成しない。なぜなら、地方政府は、中央政府に対し、資金的に依存していないからである。（基）（優）	

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
2.2 公表の公約及び時期 **2.2.1 財政情報の公表**	**2.2.1 財政情報の公表は、法定事項である。** ○　財政報告と公表に関する要件は、財政責任法と財政法において規定されている。 財政責任法により求められている報告書は、次の通りである。(基)(優)(最) ①「予算政策書」(Budget　Policy　Statement) 来る予算での政府の幅広い戦略的な優先事項、短期の狙い、長期目標を定める。 ②「財政戦略レポート」(Fiscal　Strategy　Report) 予算とともに公表される。これは、予算案に含まれる政策の枠組みが、「予算政策書」で定めた短期の狙い、長期目標と整合的であるかを評価する。また、10年あるいはそれ以上の例証的な財政見通し(Progress　Outlook)を含む。 ③予算・年央・選挙前の経済・財政見通し ④最新の財政見通しである。 ○　財政法は、中央政府が年次、年央、月次の報告書を発表することと、各省、SOE、CEは、年次報告書(いくつかの機関は、年央報告書も)を作成することを求めている。(基)(優)(最)	Fiscal　Responsibility　Act 1994 Public Finance Act 1989 ①Budget　Policy　Statement ②Fiscal　Strategy　Report (Progress　Outlook) ③Economic and Fiscal Update December　Economic　and　Fiscal　Update Pre-election　Economic　and　Fiscal　Update
2.2.2 公表の時期	**2.2.2 財政情報情報の公表に関して、事前に発表期日が明らかにされている。** ○　発表期日の締切は、財政責任法と財政法に規定してある。実際の公表日は、予め発表される。(基)(優)	

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
3. 開かれた予算編成、執行及び報告 **3.1 予算文書** **3.1.1 財政政策の目的と持続可能性**	**3.1.1.1 予算文書には、①予算年度＋２年間の予算総額の推計、②歳出に関し中期（３－５年）のローリングする推計、③②と同様な歳入に関する推計、④政府の中期的な財政政策の目的と優先事項に関する文書、が記載されている。中期の目標がセットされているのは、歳出のＧＤＰ比、負債のＧＤＰ比の他、純価値、運営収支についてである。** ○　財政責任法は、「責任ある財政運営原則」として、予算の枠組みを提示している。財政責任法は、長期目標を設定し、それが「責任原則」とどのように調和しているか説明することを求めている。また、長期目標を実証する 10 年程度にわたる見通しを示すことを求めている。さらに 3 年程度にわたる比率等による短期の狙いを特定することを求めている。短期の狙いは、「責任原則」および長期目標と調和したものである必要がある。政府は、前回の予算文書で述べた長期目標、短期の狙いと整合的な形で報告することが求められる。(優) ○　財政責任法の制定以来、NZ政府は、歳出と債務について、対GDP比という明確で定量的な長期目標を採用している。運営収支と純価値の長期目標は、定量的というよりも定性的となっている。歳入の長期目標は、定性的である。 ○　短期目標は3ヶ年(現在は、4ヶ年)だが、歳出、歳入、運営収支、債務、純価値について、毎年の計数を記載している。ただし、これらの数値は、厳格なターゲットではなく、経済見通しに対する現在のポジションと景気の循環に基づくものである。短期目標の重要な点は、「責任原則」および長期目標との整合的であるかどうかを政府は評価しなければならないことである。 ※　予算前報告として、「予算政策書」(Budget Policy Statement)が、12 月頃公表されている。(財政責任法では、会計年度開始 3 ヶ月前まで、つまり 3 月末までに公表することが規定されている。)「予算政策書」では、翌年度予算の戦略的な優先事項、向こう 4 ヶ年の財政運営の狙い、長期的な財政目標を記載することが求められる。(最)	Fiscal Responsibility Act 1994 (長期目標、短期の狙い) ・Budget Policy Statement ・Fiscal Strategy Report Budget Policy Statement

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
	3.1.1.2 中央政府の財政政策の文書において提供される指標は次のとおり。 **総合収支（事前、事後）、資産売却除総合収支（事前、事後）、運営収支（事前、事後）、公的債務（事前、事後）、偶発債務（事前、事後）、金融資産および負債（事前、事後）、純資産（事前、事後）、キャッシュフロー（事前、事後）下位レベルの政府においても同様に広範な指標が含まれる。** **3.1.1.3 財政政策に関する文書において、財政政策の持続可能性に関する指標として使われているのは、①持続性の質的評価、②構造・循環調整後の財政収支、③発生主義ベース予算、④その他（中期財政モデル、長期財政モデル）である。** ○ Progress Outlook は、予算とともに定期的に公表されているが、それでは、10 年程度の経済シナリオ等に基づいて財政政策が持続可能かどうかが例証されている。50 年を超える財政見通しについては、財務省は長期財政モデルを使用する。（優）（最） ○ プライマリー・バランスは、作成されていないが、債務の安定性を検証するための運営報告から算出される。 ○ 世代会計に関する作業が行なわれてきたが、予算文書では定期的に公表されない。 **3.1.1.4 長期（10-40 年）のシナリオは、財政政策と予算編成のために必要とされる。** ○ 財務省は、長期（通常 50 年）にわたる人口学的な変化が、公的年金、医療費、その他の重要な支出に同影響を与えるかを検証するため、Progress Outlook に加え長期財政モデルを使用する。この検証は、法的要件ではなく、必要に応じ予算文書で発表されている。 ※ NZでは、歳出予算法案は、通常 5、6 月に議会に提出されており、8～9月にそれは議決されている。（会計年度は、7～6 月）（最）	Fiscal Strategy Report（Progress Outlook） Manual for the Long Term Fiscal

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
3.1.2 財政ルール	**3.1.2 財政政策の裁量に関して、特別の量的ルールが法定化されている。** ○ 財政ルールをどう定義するかは、財政責任法で記述されている。財政責任法の「責任ある財政運営原則」は、大方定性的なものである。政府はこの原則と調和した形で長期目標および短期の狙いを設定する。法は、「責任原則」から一時期的に乖離した財政政策を採用することを認めているが、その場合は、その理由、戻る手段及び戻る時期を説明することが求められる。(優) ○ 政府は、経済環境の変化に対応して、柔軟で責任ある政策を実行できる。NZは、厳格な拘束力を持つ量的な財政ルールは、正当化することが困難と考えている。その理由は、分析によって正当であることを証明することが難しいこと、ショックに対する柔軟性を欠くこと、計数操作の可能性があること、達成できなかった場合に信頼性がなくなること、があげられるからである。 ○ しかし、財政責任法には、量的な含意のあるものもある。負債が適正水準に減るまで、毎年運営収支の黒字を保つこと、適正水準の負債を達成した場合、それを維持するような運営を行うこと、である。 ○ (法律規定ではなく)時の政権が状況に応じて、運営上の財政ルールを設定することもある。例えば 96 年当時の連立政権は新政策への支出シーリングを 3 年間で 50 億ドルと決めたが、現在の政権は、今後 2 年間の支出シーリングを毎年6億ドルに変更している。(優)	Fiscal Responsibility Act 1994
3.1.3 マクロ経済の枠組み	**3.1.3 中期的なマクロ経済及び財政の予測が、財政政策の立案及び予算編成の基礎として使われ、第３者の評価にオープンになっている。** ○ 中期マクロ経済見通しが、財政政策と予算の基礎として作成されている。見通しには Australian Murphy Model のNZ版を使った モデルと財務諸表分析を組み合わせて使用している。予算の基礎となる主な前提も、明らかにされている。(基)(優)	Economic and Fiscal Update December Economic and Fiscal Update

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
	（中期予算フレームワーク） ※　NZの中期予算フレームワークの特徴は、以下の通り。（最） ・予算年度及び向こう3ヶ年のマクロ経済及び財政の見積りを計算する統合したフレームワークである。 ・予算年度及び向こう3ヶ年の支出見積りは、予算書において、機能別にブレークダウンされる。 ・将来の歳出推計は、翌年度の予算交渉ベースとなる。	
3.1.4 新規政策の明確化	**3.1.4 予算編成過程及び議会へ提案する過程で、現行の政策を前提とした既存の義務（existing commitments）と新規政策を、正式な予算プロセスの一環として制度的に区別している。** ○　予算編成プロセスにおいて既存政策と新規政策は明確に区別されており、新規政策が財政に与える影響も明確にされている。（優）（最）	
3.1.5 主な財政上のリスク	**3.1.5 予算文書では、財政上のリスクについて広範な情報が掲載されている。** ○　財政責任法は、予算、年央の経済・財政見通しで、次のものの開示を求めている。（優）（最） ①特定の財政リスク（偶発債務、特定の歳出約束に係る不確実性） ②マクロ経済の予測を裏付ける主な前提の変動が与える財政的効果 ※　特定の財政リスクは、数量化できるもの、できないものを区別して示している。また、特定の歳出約束に係る不確実性等については、それぞれのリスクが、運営収支、純債務、純価値に与える影響について、増加させるものか、減少させるものか、不明瞭かを明らかにしている。（最）	Economic and Fiscal Update December Economic and Fiscal Update Pre-election Economic and Fiscal Update
3.2 予算の分類 **3.2.1 データの分類**	**3.2.1 財政データは、全ての予算活動をカバーし、支出は行政機関毎に分類されている。また、ＧＦＳや他の国際標準に適合するような収入、支出、資金調達、債務の分類を行っており、ＧＦＳ、ＳＮＡに一貫した支出分類がされている。（基）（優）**	

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
	○ GAAPとSNAの双方の会計原則が、使われている。GAAPは発生主義だが、キャッシュフローについての報告もなされている。	
3.2.2 プログラムの目的	**3.2.2 主要な政府プログラムが達成すべき目的は、期待されるパフォーマンス、アウトプット・アウトカムの指標とともに、予算文書で明らかにされている。** ○ 各省庁の産出すべき年次アウトプットは、年次予算編成プロセスの一部として、定義され承認される。大部分のCEは、アウトプットの計画と実績を報告する。地方政府も同様である。(優) ○ 各省庁は期待されるアウトプットを含む Forecast report を作成する。アウトプットは質、量、コストを明確にして、大臣の所管毎に分類して示される。いくつかの期待されるアウトカムは、議決予算の見積もりにおいて提供される。(優)(最) ○ NZにおいては、アウトカムよりも各組織のアウトプットに対する説明責任を重視している。政府は、Strategic Result Areas(SRA)を公表する。SRAでは、いくつかの政府機関にまたがって貢献すべきアウトカムや、政府の戦略的な目標と戦略的優先順位を公表する。戦略目標は、優先順位を決める方向性を明確にし、戦略的優先順位は短中期の新規施策の優先順位を規定する。各省庁は目標に向けて寄与するような戦略的重点分野を公表する。 ※ 現在、SRAは「政府の主要目標」(Key Government Goals:KGG)に変更されている。	Forecast report 議決予算の見積もり
3.2.3 財政運営上のポジションを示す指標	**3.2.3 毎年の予算提出時において、政府の財政上のポジションを示す主要な指標は、中央政府の総合収支（＝運営収支）であり、加えて追加的な分析と他の指標も明らかにされている。** ○ NZは、年次報告書及び予算報告書において「運営収支」という結果指標を提供している。これは、IMFマニュアルの定義でいう総合収支と同様のものであり、現金主義ではなく発生主義で計上されている。別途、キャッシュフロー報告書も作成されている。運営収支は、資産売却損益を含む。(優) ○ Financial Statements では、歳入、歳出についての小計ベースの情報が提供されている。わずかな規模である租税歳出以外は計算したいと思えば、運営収支以外の収支尻についても計算できる。例えば、プライマリー・バランスは、財務パフォーマンス報告(運営報告)から、容易に算出される。	

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
	○　類似の情報は、地方政府によっても発表される。	
3.2.4 公共部門のバランス	※　運営収支は、一般政府部門である省庁、CEに加え、公企業であるSOEの収支尻が連結されている。(優)	
3.3 予算執行の手続き		
3.3.1 会計システム	**3.3.1.1 会計システムは、支払いプロセスの全ての段階において、包括的であり、データが収集可能である。** ○　会計システムは、監査上必要な情報が得られる基準を満たしており、全ての段階での信頼できる包括的な情報が把握できる。(基)(優)。	
	3.3.1.2 予算上の取引は、主に発生主義で記録されている。 ○　NZの公的部門は法により、発生主義会計が求められている。キャッシュフロー報告も行なわれている。(最)	
3.3.2 調達と雇用	**3.3.2.1 公的調達について、競争入札を定めた規制はない。ただし、調達は厳正である。** ○　政府組織は、全ての重要な調達について、オープンで公平な入札プロセスをとることが期待される。外部委託も同様である。各省庁は、明確に文書化された手続きが期待されており、そのためのベストプラクティスガイドラインがある。(優) ○　政府調達、契約について競争入札を定めた規制はないが、政府組織は購買について効果的かつ公正な入札を実施するものとされており、疑問のある調達については監査機関が指摘する。監査機関は、不適切で非効率な調達がなされていないか調査することができる。(優)	
	3.3.2.2 政府職員の雇用・賃金規則はオープンで競争的。雇用・賃金規則は厳正。 ○　雇用についての公的サービス部門全般に適用される法的枠組みや規制は、State Sector Act 1988 で決められている。ただし、省庁レベルの労働条件や賃金水準について、労使間の協調による裁量はある。(優)	State Sector Act 1988

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
	○ Employment Contracts Act 1991 は、民間・公的両部門に適用されるものであり、雇用契約の法的枠組みを設定することによって、効率的な労働市場を目指している。	Employment Contracts Act 1991
3.3.3 内部監査	**3.3.3 会計とコントロール（内部監査含む）のメカニズムは強い。内部監査の手続きは明確で、外部監査による効果的なレビューに服している。** ○ 一定規模以上の政府組織は、内部監査機能を持っている。外部監査人は、監査計画を立案する際、内部監査の有効性を加味する。内部監査では、専門的な技術ガイドラインと整合的な手続きをとることが期待されている。小規模な学校など、組織が小さすぎて内部監査機能を持たない政府組織もあるが、その場合は外部監査によって補われる。	
3.3.4 租税当局	※ Inland Revenue は、年間の活動を説明する年次報告書を作成し公表している。それでは、プログラム目標に対する成果、財務諸表等が含まれる。(優)	
3.4 財政上の報告		
3.4.1 予算及び予算外の結果	**3.4.1 財務上の会計報告は、年次、半年、月次で公表されている。** ○ 中央政府は、月次報告書を年に 10 回作成する。月次報告は、各月末から 6 週間以内に作成される。12 月だけは、月末から 8 週間以内に作成される。(基)(優)(最) ※ 年央経済財政見通し(December Economic and Fiscal Update:DEFU)は、財政責任法では、12 月 1 日～31 日の間に公表することとされている。(基)(優)(最) ※ 中央政府債務は、月次報告の一部として報告されている。(最) ○ 地方政府は、年次報告書と年央報告書を作成する。月次報告は、法律で求められていない。	

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
3.4.2 決算	**3.4.2 中央政府の財務会計上の決算報告書は、中央政府の全ての活動を含む。** ※　決算は監査され、会計年度終了後６ヶ月以内に立法府に提出されている。(最) ○　財政諸表、監査報告を含むNZ政府の年次報告は、中央政府全般を網羅している。決算では、省庁の全ての結果とSOE、CEのネットの結果が含まれる。民間会計原則により準拠させるため、政府は、2001年からSOE、CEを完全に連結する連結会計を実施することとしている。 ○　地方政府は、独立機関として運営されているため、中央政府の年次報告では、地方政府の財政結果は含まれていない。地方は、課税率等を上げる権限を持ち、資金的に中央政府に頼っていない。ただし、特定の目的のために、特定の地方政府に、中央政府が資金援助することはある。その場合は、両者の会計において、明確に示される。地方政府は、自ら予算と財務報告を作成している。 ○　決算では、予算と同じ書式で示されており、当初予算からの乖離についても説明されている。(優)	
3.4.3 プログラムの成果	**3.4.3 行政活動の価値、効果、効率性を計測評価する方法としては、公表した目的を達成したかどうかプログラムをレビューする、効率性・有効性の観点から体系的に評価する、望ましいアウトプットと対比した業績をレビューする、Value for Money 監査を行う、といったものがある。(優)** ○　監査機関、財務省、国会が、中央政府機関の効率性・有効性を含めた観点から、体系的な事後レビューを実施する。 ※　年度で目標を定めたアウトプットに対する業績は、各省庁の年次報告書において説明される。省庁と運営経費が主に議決予算で賄われるCEは、プログラム業績報告について会計検査院の監査を受けなければならない。省庁の年次報告書は、8月末までに会計検査院に提出する必要がある。(会計年度は、7～6月)(最)	

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
4. 情報の信頼性についての独立的な保障 **4.1 データ品質基準**		
4.1.1 会計の基準	**4.1.1 歳入及び歳出の推計したデータは信頼性が高い。** ○　財政見通しのリスクについては、予算文書の中で、できる限り特定かつ定量化している。(基)(優) ※　予算時及び年央の経済・財政見通しでは、進行年度及び将来推計の3ヶ年に対する予算の計数の乖離を説明する表を提供する。その表は、前回からの変更を、政策決定による影響と経済環境の変更による影響に分けて示している。(基)(優)(最)	旧コード 3.1.5 Economic and Fiscal Update December Economic and Fiscal Update
4.1.2 会計の基準	**4.1.2 予算文書では、会計の基準や原則について記述されている。** ○　NZ政府は、会計方針について、GAAPに準拠して完全公開している。予算および財政報告書では、会計基準や基礎となる重要な前提が記載されている。(優) ○　地方政府もGAAPに準拠した会計基準で財政報告を行なうことが求められている。 ※　公共会計基準を決める機構として、NZ会計基準評価委員会が設立されている。(最)	旧コード 3.2.4
4.1.3 データの品質保証	**4.1.3.1 会計報告書と議決予算および銀行勘定は効果的かつ時宜を得た方法で調整されている。会計報告書の監査は、効果的かつ時宜を得た方法で行われている。** **4.1.3.2 予算の見積りと総合収支の間の関係を示す分析表も作成している。** ※　予算時及び年央の経済・財政見通しでは、進行年度及び将来推計の3ヶ年に対する予算の計数の乖離を説明する表を提供する。その表は、前回からの変更を、政策決定による影響と経済環境の変更による影響に分けて示している。(基)(優)(最) 4.1.1 再掲。 ※　NZはSDDSに参加していないが、月次で財務諸表を公表する等、財務報告のレベルは高い。(基)	旧コード 3.4.2

ＩＭＦコードの項目	評　　価　　の　　内　　容	備　　考
4.2 公的で独立した審査 **4.2.1 独立監査**	**4.2.1 国の監査機関は独立しており、政府の会計を監査し、立法府に報告する。（基）（優）** ○　監査機関の独立性は、法で定められている。（基） ○　外部監査で指摘された事項にどう対処したのかを明らかにする制度はない。（基） ○　監査機関の予算や職員数の決定については、立法府による高位の監督が行われる。 ○　監査機関は、合規性監査のほか業績監査についても委任を受けており、十分な技術レベルを備えている。	旧コード 4.1.1
4.2.2 マクロ経済見通しの質を評価する仕組み	**4.2.2 マクロ経済見通しやすべてのモデルは外部からの精査に対して公開され、その質を保証するメカニズムがある。** ○　マクロ経済見通しは、完成する前に外部専門家の精査を受ける。外部機関は、見通し作成過程でも、コンサルティングを行なう。見通しを作成するツールの一部として採用されている Murphy Model は、Official Information Act による情報提供やセミナーによりオープンになっている。（優）（最） ○　見通しは、公表後、国会の委員会によって精査される。この委員会では、必要があれば、見通しに対する第三者評価を要求することができる。	旧コード 4.1.2 Official Information Act
4.2.3 国家統計局	**4.2.3 国の統計部門は、制度的に独立性を保持している。（優）** ○　Statistics New Zealand は、統計の公表の形式・タイミング等を、制度的に独立して決定する。	旧コード 4.1.3